

役員推薦規程

平成9年4月1日 制定

(総則)

第1条 この規程は、組織運営規程第7条第2項に定める役員推薦に関する事項を定める。

第2条 社団法人静岡県臨床衛生検査技師会（以下「会」という。）の役員は、役員推薦委員会から提案された正会員である候補者について総会で選任する。

(役員推薦委員会)

第3条 役員推薦委員会は、正会員6名で構成するものとする。

2 委員会の選出は東部、中部、西部支部所属の会の役員歴を有する正会員よりおのおの2名とする。ただし、委員会の円滑なる運営のため、各支部1名は原則として再任者をあてるものとする。

3 委員は、役員を兼ねることはできない。

4 委員は、総会において承認を得なければならない。

5 委員が任期中に、役員候補者に推薦されたときは、または、役員に立候補したときは委員を辞任しなければならない。この場合、辞任した委員の所属支部から補選し理事会の承認を得、次期総会で、承認を得るものとする。補選された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第4条 委員会には、委員長、副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、役員推薦委員会を代表し、役員推薦に関わる業務を統括する。

(委員の任期・欠員補充)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、前任者の所属支部から補選し、理事会の承認を得、次期総会で承認を得るものとする。補選された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の招集と構成)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれに当る。

3 委員会は、構成員の3分の2以上出席しなければ開催することができない。

4 委員の3分の1以上から委員会の開催請求があった場合は、委員長は、2週間以内に委員会を開催しなければならない。

5 委員の代理は認めない。

6 委員会の議事は、出席者の過半数の賛成により決し、同数の場合は、議長がこれを決する。

7 委員は、知り得た事項を他に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

(役員選任の公示)

第7条 役員推薦委員会は、適切な方法により、役員選出に関する公示を総会の3ヶ月以前に行わなければならない。

(役員候補者)

第8条 役員候補者は、支部推薦者と立候補者とする。ただし、推薦の場合は、候補者の承諾を得なければならない。

(候補者の推薦)

第9条 役員候補者を推薦する場合は、所属会員の意見を尊重し、組織運営規程第2条第2項別表1に定める候補者を推薦しなければならない。

2 会長ならびに監事候補者を推薦しようとするときは、全支部のなかから選出しなければならない。

3 事務局長、会計部長候補者については、会長推薦候補者の意見を尊重し推薦しなければならない。

4 候補者を推薦する場合は、役職を指定した候補者推薦届（様式1）を推薦責任者が署名押印し指定期日までに、当該支部選出推薦委員を経て委員長に提出しなければならない。

（立候補）

第10条 役員立候補者は、役職を指定した立候補届（様式2）を指定期日までに、支部推薦委員を経て委員長に提出、役員推薦委員会の審議を経なければならない。

（役員を選出）

第11条 役員推薦委員会は、各支部より推薦された者、および、立候補者から定数を選出しなければならない。

2 会長候補者が定数以上で推薦による選出ができないときは、全正会員により選挙を実施し選出する。

3 委員長は、選挙に依らなければ会長候補者を推薦できない理由を文書で理事会に通知するとともに、選挙実施を求める意見陳述をしなければならない。

4 選挙する場合の投票日、投票用紙、候補者名、選挙人名簿、その他選挙に関する必要事項は別に定める。

（役員欠員補充）

第12条 役員に欠員を生じ、後任者の選任をする場合は、第2条の規定にかかわらず次に定めるところによる。

一 会長および監事については、役員推薦委員会の推薦にもとづき、理事会で選出し次期総会で承認を得る。

二 事務局長、会計部長については、役員推薦委員会は、会長の意見を尊重して推薦し、理事会で選出、次期総会で承認を得る。

三 前二項以外の役員については、欠員を生じた支部から役員推薦委員会は推薦し、理事会で選出、次期総会で承認を得る。

四 欠員補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

（議事録及び関係書類）

第13条 委員長は、会議運営規程第8条および第16条第1項、第2項の規定に従い、会議終了後1週間以内に議事録を作成しなければならない。

2 役員推薦委員会議事録および関係書類は、会の事務局で6年間保管しなければならない。

3 議事録及び関係書類は、理事会の議決を経なければ閲覧することができない。

（改廃）

第14条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

（附則）

この規程は、平成9年10月13日から施行する。